



夜間小児初期救急受入体制整備事業



令和7年7月

埼玉県保健医療部医療整備課

令和7年度 夜間小児初期救急受入体制整備事業

目次

1. 事業の概要
2. 事業のスケジュール
3. 事業実施の応募等
4. 補助金の概要
5. 補助金の交付申請
6. 補助金の実績報告
7. よくあるご質問
8. 申請・お問合せ

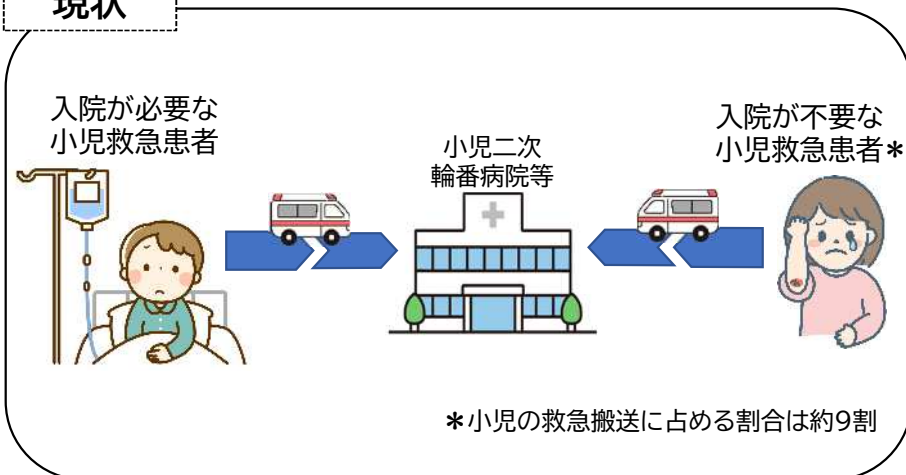
令和7年度 夜間小児初期救急受入体制整備事業

1 事業の概要

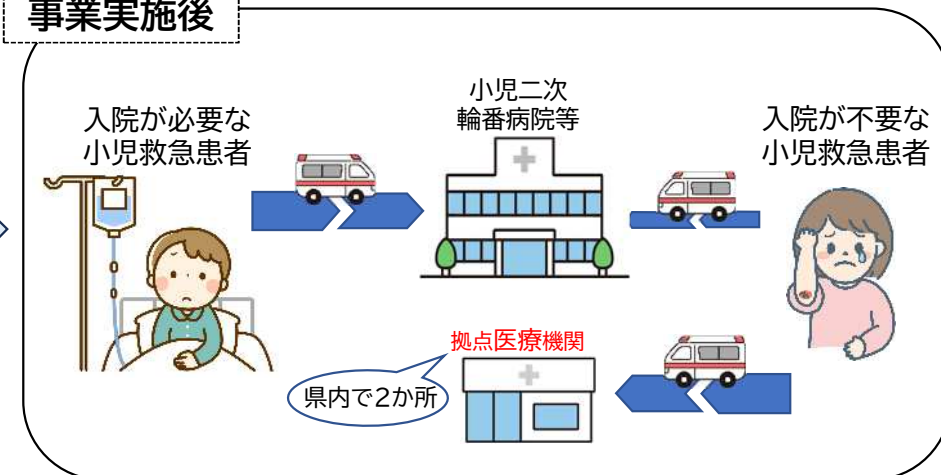
(1) 目的

深夜帯の小児初期救急患者の受入体制を整備し、入院が不要な軽症患者に24時間対応できる体制を構築することで、小児二次輪番病院等の負担を軽減し、入院が必要な中等症以上の患者が迅速に受け入れられる体制を整える。

現状



事業実施後



令和7年度 夜間小児初期救急受入体制整備事業

1 事業の概要

(2) 事業実施にあたっての基準

○以下の全てを満たす医療機関

- ・救急告示医療機関若しくは夜間の小児初期救急患者の受入実績がある医療機関
- ・夜間の小児初期救急患者を診療する体制を確保できる医療機関

※小児二次輪番病院等の負担軽減を目的として実施する事業のため、小児救急医療施設運営事業を実施する医療機関（小児二次輪番病院、小児救急医療拠点病院）は対象としておりません。

「救急告示医療機関」 ➤ 省令に基づき救急病院等の認定を受けた医療機関

「夜間」 ➤ 22時から翌8時

「小児」 ➤ 医療機関が収容した時点での満年齢が15歳未満である者

「初期救急患者」 ➤ 原則として入院が不要な軽症患者

令和7年度 夜間小児初期救急受入体制整備事業

2 事業のスケジュール

令和7年

7月

募集開始

応募申請書の提出

7月～8月 応募申請書の内容等に基づき、事業実施医療機関の決定
※複数医療機関で実施する場合、輪番制とし、輪番表の作成を県が行う

8月～9月 事業の開始

令和8年

1月

補助金の交付申請

4月

事業の実績報告書の提出

5月

補助金額の確定・支払

令和7年度 夜間小児初期救急受入体制整備事業

4 補助金の概要

(1) 補助対象となる医療機関

夜間小児初期救急受入体制整備事業を実施する医療機関

(2) 補助の対象経費

夜間小児初期救急受入体制整備事業の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利等）、報償費（医師雇上謝金）

(3) 補助金額

補助単価：60,930円／日

補助率：10／10

補助額

➤ 60,930円×夜間小児初期救急受入体制整備事業を実施した日数

令和7年度 夜間小児初期救急受入体制整備事業

4 補助金の概要

(4) 補助金額の詳細

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
60,930 円/日 ×診療日数	夜間小児初期救急受入体制整備事業の運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利等)、報償費(医師雇上謝金)	10分の10

※診療日数は、22時から翌8時までの夜間小児初期救急受入体制整備事業の実施で1診療日とする
※1,000円未満切り捨て

【交付額の算定方法】

- 「1 基準額」と「2 対象経費」を比べて少ない方・・・①
- 「①の額」と「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」とを比較して少ない方
→補助金交付額

令和7年度 夜間小児初期救急受入体制整備事業

5 補助金の交付申請

(1) 提出書類

夜間小児初期救急受入体制整備事業
補助金交付申請書（様式第1号）

○添付資料

- ・ 所要額調
- ・ 事業計画書及び所要額明細書
- ・ 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本
- ・ その他参考となる資料

(2) 書類提出時期

令和8年1月頃

（改めて対象医療機関にご連絡いたします）

令和 年度夜間小児初期救急受入体制整備事業補助金交付申請書	
第	号
令和 年 月 日	
(あて先)	
埼玉県知事	
補助事業者名	
標記について、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとお関係書類を添えて申請する。	
記	
1	申請金額 金 円
2	夜間小児初期救急受入体制整備事業補助金所要額調（別紙1）
3	事業計画書及び所要額明細書（別紙2）
4	添付書類
(1) 当該事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）	
(2) その他参考となる資料	

令和7年度 夜間小児初期救急受入体制整備事業

5 補助金の交付申請

所要額調

令和 年度夜間小児初期救急受入体制整備事業補助金所要額調						
(医療機関名：)						
単位：円						
総事業費 (A) 円	寄付金その他の 収入額 (B) 円	差引事業費 (A) - (B) (C) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基準額 (E) 円	選定額 (F) 円	県補助所要額 (G) 円

(注) 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る部分のみ記入すること。
2 「選定額 (F)」欄には、「対象経費の支出予定額 (D)」と「基準額 (E)」とを比較して少ない方の額を記入すること。
3 「県補助所要額 (G)」欄には、第3条により算定した額を記入すること。

令和7年度 夜間小児初期救急受入体制整備事業

6 補助金の実績報告

(1) 提出書類

夜間小児初期救急受入体制整備事業
補助金実績報告書（様式第3号）

○添付資料

- ・ 精算額調
- ・ 実績報告書及び実績額明細書
- ・ 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本
- ・ その他参考となる資料

(2) 書類提出時期

令和8年4月頃

（改めて対象医療機関にご連絡いたします）

令和 年度夜間小児初期救急受入体制整備事業補助金実績報告書	
第	号
令和 年 月 日	
(あて先)	
埼玉県知事	
補助事業者名	
令和 年 月 日付け医第 号で交付決定を受けた、令和 年度夜間小児初期救急受入体制整備事業補助金については、下記のとおり関係書類を添えて報告する。	
記	
1 精算額金	円
2 夜間小児初期救急受入体制整備事業補助金精算額調（別紙1）	
3 実績報告書及び実績額明細書（別紙2）	
4 添付書類	
(1) 当該事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）	
(2) その他参考となる資料	

令和7年度 夜間小児初期救急受入体制整備事業

6 補助金の実績報告

精算額調

令和 年度夜間小児初期救急受入体制整備事業補助金精算額調

(医療機関名:)

単位: 円

総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引事業費 ((A) - (B)) (C)	対象経費の実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助所要額 (G)	県補助交付決定額 (H)	県補助受入額 (I)	要返還額 ((I) - (G)) (J)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る部分のみ記入すること。
 2 「選定額 (F)」欄には、「対象経費の支出予定額 (D)」と「基準額 (E)」とを比較して少ない方の額を記入すること。
 3 「県補助所要額 (G)」欄には、第3条により算定した額を記入すること。
 4 「要返還額 (J)」欄は、「(I) - (G)」がマイナスとなる場合は「0」と記入すること。

令和7年度 夜間小児初期救急受入体制整備事業

7 よくあるご質問

Q 小児科を標榜していなくても応募可能か。

→ 本事業について、実施要綱上小児科を標榜することと定めておりません。そのため、小児科を標榜していなくても、実施要綱上の基準を満たしていれば応募可能です。

例) 救急科で小児についても対応している場合 等

Q 事業実施医療機関は応募後、どのように決定されるのか。

→ 応募申請書に記載いただいた内容(本事業の実施可能日、診療可能な症状 等)を考慮し、決定いたします。決定後、事業実施医療機関宛に、決定通知を送付させていただきます。

Q 県内に2か所ということだが、複数医療機関が事業実施医療機関として決定された場合はどうなるのか。

→ 複数医療機関に本事業を実施していただく場合、地域のバランス等を考慮し、1日で埼玉県内に2か所配置されるよう、輪番制となります。輪番表の作成は県が行います。

令和7年度 夜間小児初期救急受入体制整備事業

8 申請・お問合せ

■ 補助金についての申請・問合せ先

埼玉県庁 保健医療部
医療整備課 地域医療対策担当

【電話】 048-830-3559

【電子メール】 a3530-12@pref.saitama.lg.jp